

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例
 平成六年三月二十三日
 大阪府条例第六号
 改正 平成十五年三月二十五日 条例第四十七号
 改正 平成十五年十月二十八日 条例第九十二号

第五章 地盤環境の保全に関する規制等
 第二節 地下水等の汚染の防止に関する規制等

（用語）

第七十七条 この節において「地下浸透水」とは、届出事業場から地下に浸透する水で汚水等（第四十九条第五項に規定する汚水等をいい、これを処理したものを含む。第七十九条第二項において同じ。）を含むものをいう。

（有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止）

第七十八条 届出事業場から水を排出する者（地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

（改善命令等）

第七十九条 知事は、前条に規定する者が、前条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設（第四十九条第二項に規定する届出施設をいう。以下この節において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは第四十九条第五項に規定する汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が届出施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等を含むものについては、当該施設が届出施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、規則で定める期間）は、適用しない。ただし、当該施設が届出施設となった際既にその水が地下浸透水であるとき及びその者に適用されている市町村の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（事故時の措置）

第八十条 届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、届出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則
 平成六年十月二十六日
 大阪府規則第八十一号
 改正 平成十五年六月二十七日 規則第八十七号
 改正 平成十五年八月十二日 規則第九十七号
 改正 平成十七年五月六日 規則第一百十三号
 改正 平成十七年八月十二日 規則第三百三十一号
 改正 平成十八年六月六日 規則第五百十七号
 改正 平成十九年三月十二日 規則第八号

第四章 地盤環境の保全に関する規制等

（有害物質を含むものとしての要件）

第四十八条 条例第七十八条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに知事が別に定める方法により有害物質による地下浸透水の汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

る。
 （常時監視等）
 第八十一条 知事は、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するものとする。
 2 知事は、前項の規定による常時監視の結果明らかになった地下水の水質の汚濁の状況を公表するものとする。

第三節 土壤汚染に関する規制等
 第一款 総則

（用語）
 第八十一条の二 この節において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。
 2 この節において「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。
 3 この節において「ダイオキシン特定施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。
 4 この節及び第百五条第二項において「土壤汚染状況調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これらを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。

（土地の所有者等及び土地の形質変更者の責務）
 第八十一条の三 土地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、当該土地の造成その他の規則で定める行為（以下「土地の形質変更」という。）をしようとする場合又は当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。
 2 土地の所有者等以外の者で土地の形質変更をしようとするもの（次款において「土地の形質変更者」という。）は、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。
 3 前二項の場合において、土地の所有者等は、当該土地の土壤の管理有害物質による人の健康に係る被害が生じないように努めなければならない。

第二款 土壤汚染状況調査

（形質変更される土地の調査等）
 第八十一条の四 土地の所有者等は、当該土地の形質変更（規則で定める規模のものに限る。）をしようとする場合には、当該土地に係る過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用される場合は、この限りでない。
 2 前項の規定による調査の結果、当該土地において、過去に特定有害物質が製造され、使用され、又は処理された可能性があること認められる場合（ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類が発生し、又は

（特定有害物質）
 第四十八条の二 条例第八十一条の二第一項の規則で定める物質は、別表第十八の二に掲げる物質とする。

（土地の形質変更）
 第四十八条の三 条例第八十一条の三第一項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 一 土地の造成
 二 建築物その他工作物の新築、改築又は増築に伴つた土地の掘削（条例第八十一条の八第四項に規定する管理区域（以下「管理区域」という。）内の土地にあつては、土地の掘削）

（形質変更される土地の調査等）
 第四十八条の四 条例第八十一条の四第一項の規則で定める規模の土地の形質変更は、三千平方メートル以上の土地の区域内における土地の形質変更とする。
 2 条例第八十一条の四第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の設置の状況及びこれらの施設が設置されていた場合にあつては、有害物質使用特定施設若しくは有害物質使用届出施設における特定有害物質の製造、使用若しくは処理の状況又はダイオキシン特定施設におけるダイオキシン類の発生若しくは処理の状況

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

処理された可能性がある」と認められる場合）には、当該土地の所有者等は、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、知事が指定する者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の場合において、土地の所有者等の資力その他の事情からみて、当該所有者等のみによつては、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について調査を行うことが困難であるときその他知事が特別の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該土地の形質変更者は、当該所有者等の承諾を得た上で、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、同項の規定による指定を受けた者に調査させて、その結果を知事に報告することができる。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

二 前号に掲げるもののほか、当該土地の利用の履歴及び管理有害物質の使用等の履歴

3 条例第八十一条の四第一項の規定による報告は、土地の利用履歴等調査結果報告書（様式第二十三号の二）を提出して行わなければならない。
（調査の対象となる管理有害物質等）

第四十八条の五 条例第八十一条の四第二項及び第三項の規則で定める管理有害物質は、同条第一項の規定による調査の結果、過去に製造され、使用され、又は処理された可能性がある（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理された可能性がある）と認められた管理有害物質（別表第十八の二の十四の項及び十六の項から十八の項までに掲げる特定有害物質にあつては、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。次項及び第三項において同じ。）とする。

- 一 別表第十八の二の十四の項に掲げる特定有害物質 同表八の項、九の項及び十八の項に掲げる特定有害物質
- 二 別表第十八の二の十六の項に掲げる特定有害物質 同表八の項に掲げる特定有害物質
- 三 別表第十八の二の十七の項に掲げる特定有害物質 同表七の項から九の項までに掲げる特定有害物質
- 四 別表第十八の二の十八の項に掲げる特定有害物質 同表八の項及び九の項に掲げる特定有害物質

2 条例第八十一条の五第一項及び第二項の規則で定める管理有害物質は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されている（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されている）管理有害物質とする。

3 条例第八十一条の六第一項の規則で定める管理有害物質は、当該使用が廃止された有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた）管理有害物質とする。
（土壤汚染状況調査結果の報告）

第四十八条の六 条例第八十一条の四第二項及び第三項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 形質変更を行う土地の所在地
- 三 形質変更を行う土地の面積
- 四 形質変更を行う土地の現在の利用状況
- 五 土地の形質変更の内容
- 六 第二号の土地において有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等が設置されていた場合にあつては、当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の種類及び設置場所
- 七 前条第一項の規定により調査の対象とされた管理有害物質の種類及び当該管理有害物質が製造され、使用され、又は処理されていた（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた）場所
- 八 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあつては、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第四十

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

- 九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一条の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 九 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 十 条例第八十一条の四第三項の規定による報告にあつては、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 条例第八十一条の五第一項及び第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 形質変更を行う土地の所在地
- 三 工場又は事業場の名称及び工場又は事業場の敷地である土地の所在地
- 四 形質変更を行う土地の現在の利用状況
- 五 土地の形質変更の内容
- 六 使用されている有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の種類及び設置場所
- 七 前条第二項の規定により調査の対象とされた管理有害物質の種類
- 八 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七十条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあつては、計量法施行規則第四十九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一条の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 九 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 十 条例第八十一条の五第二項の規定による報告にあつては、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 条例第八十一条の六第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- 三 使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日
- 四 前条第三項の規定により調査の対象とされた管理有害物質の種類
- 五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七十条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあつては、計量法施行規則第四十九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一条の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- 六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 4 前三項の報告書は、土壤汚染状況調査結果報告書（様式第二十三号の三）とする。
（土壤汚染状況調査の方法）

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

第四十八条の七 条例第八十一条の四第二項、第八十一条の五第一項及び第八十一条の六第一項の規則で定める方法は、次条から第四十八条の十六までに定めるとおりとする。

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第四十八条の八 土壌汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壌汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）の利用の状況及び特定有害物質の製造、使用又は処理（ダイオキシン類にあつては、発生又は処理）の状況を、調査実施者が容易に入手することができると思われる範囲内で把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地を土壌汚染状況調査の対象となる管理有害物質（以下「調査対象物質」という。）ことに次に掲げる区分に分類するものとする。

1 当該土地が有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第四十八条の二十一第一項、第二項又は第三項に規定する基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「汚染土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

1 当該土地が有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場において特定有害物質の製造、使用又は処理（ダイオキシン類にあつては、発生又は処理）に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

3 前二号に掲げる土地以外の土地

（試料採取等を行う区画の選定）

第四十八条の九 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点。以下この項及び第三項において「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、調査対象物質が特定有害物質である場合にあつては、次に掲げる単位区画について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする。

1 前条第二項第三号に掲げる土地を含む単位区画

2 前条第二項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める単位区画

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

- イ 調査対象物質が別表第十八の二の六の項から十一の項まで、十四の項、十六の項から十八の項まで及び二十二の項に掲げる特定有害物質（以下「第一種特定有害物質」という。）のいずれかである場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める単位区画
 - (1) 調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画
 - (2) 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合、当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一の単位区画
- ロ 調査対象物質が第一種特定有害物質以外の特定有害物質である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める単位区画
 - (1) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合、当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五の単位区画
 - (2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合、当該三十メートル格子内にあるすべての一部対象区画

4 調査実施者は、調査対象物質がダイオキシン類である場合にあつては、調査対象地を区画する線及びこれと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割された区画（以下「三十メートル区画」という。）に、前条第二項第三号に掲げる土地を含む単位区画がある場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、試料採取等の対象とする。この場合において、調査実施者は、前条第二項第三号に掲げる土地を含む三十メートル区画の数が最も少なくなるように分割することができる。

- 一 当該三十メートル区画内にある前条第二項第三号に掲げる土地を含む単位区画の数が六以上である場合、当該三十メートル区画内にある同号に掲げる土地を含む単位区画のうちいずれか五の単位区画
- 二 当該三十メートル区画内にある前条第二項第三号に掲げる土地を含む単位区画の数が五以下である場合、当該三十メートル区画内にある同号に掲げる土地を含むすべての単位区画

（試料採取等の実施）

第四十八条の十 調査実施者は、前条第三項又は第四項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次の各号に掲げる調査対象物質の種類の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

- 一 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）
- 二 別表第十八の二の一の項、二の項、四の項、十二の項、十三の項、十九の項から二十一の項まで及び

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

- 二十三の項に掲げる特定有害物質（第四十八条の三十一第一項において「第二種特定有害物質」といふ。） 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量調査」といふ。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「特定有害物質土壤含有量調査」といふ。）
- 三 前二号に掲げる特定有害物質以外の特定有害物質（第四十八条の三十二第一項において「第三種特定有害物質」といふ。） 土壤溶出量調査
- 四 ダイオキシン類 土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定（以下「ダイオキシン類土壤含有量調査」といふ。）
- 2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 試料採取等区画の中心（第四十八条の八第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」といふ。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、知事が別に定める方法により採取すること。
 - 二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。
- 3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 試料採取地点の表層の土壤（地表から深さ五センチメートルまでの土壤をいう。以下この条及び第四十八条の十一において同じ。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。
 - 二 前号の規定により採取された表層の土壤と、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤とを、同じ重量混合すること。
 - 三 前条第三項第二号ロ(1)又は(2)の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る前号の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。
 - 四 第二号（前号に規定する場合にあつては、同号）の規定により混合された土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。
- 4 特定有害物質土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。
 - 二 前号の規定により混合された土壤に含まれる調査対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。
- 5 ダイオキシン類土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前条第四項の規定による試料採取等区画の数が五の場合にあつては、試料採取地点の表層の土壤を採取すること。
 - 二 前条第四項の規定による試料採取等区画の数が四以下の場合にあつては、次に掲げる場合の区分に

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

応じ、それぞれ次に掲げる地点の表層の土壌を採取すること。

イ 試料採取等区画の数が四の場合 試料採取地点及び当該試料採取等区画のうちいずれか一の単位区画内の一地点（試料採取地点を除く。）

ロ 試料採取等区画の数が三の場合 試料採取地点及び当該試料採取等区画のうちいずれか二の単位区画内のそれぞれ一地点（試料採取地点を除く。）

ハ 試料採取等区画の数が二の場合 試料採取地点並びに当該試料採取等区画のうちいずれか一の単位区画内の二地点（試料採取地点を除く。）及び当該単位区画以外の単位区画内の一地点（試料採取地点を除く。）

ニ 試料採取等区画の数が一の場合 試料採取地点及び当該試料採取等区画内の四地点（試料採取地点を除く。）

三 前二号の規定により採取された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前号の規定により混合された土壌に含まれるダイオキシン類の量を、知事が別に定める方法により測定すること。

6 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号並びに前項第一号及び第二号（試料採取地点に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもつて、これらの規定による土壌その他の試料の採取に代えることができる。
（三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第四十八条の十一 調査実施者は、第四十八条の九第三項第二号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌ガス調査において、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が別表第十八の三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」といふ。）に適合しなかつたときは、当該三十メートル格子内にある単位区画（その区域内のすべての土地が第四十八条の八第二項第一号に掲げる土地に分類されるものを除く。）であつて試料採取等区画でないものにおいて、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四十八条の九第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項又は第二項に規定する基準に適合しなかつたときは、当該三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査を行うものとする。

3 調査実施者は、第四十八条の九第四項の規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係るダイオキシン類土壌含有量調査において、土壌のダイオキシン類による汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合しなかつたときは、前条第五

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

項の規定にかかわらず、当該三十メートル区画内にあるすべての単位区画（その区域内のすべての土地が第四十八条の八第二項第一号に掲げる土地に分類されるものを除く。）において、次に掲げるところにより、ダイオキシン類土壤含有量調査を行うものとする。

- 一 試料採取地点及びそれ以外の当該単位区画内の四地点において、表層の土壤を採取すること。
- 二 前号の規定により採取された土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。
- 三 前号の規定により混合された土壤に含まれるダイオキシン類の量を、前条第五項第四号の知事が別に定める方法により測定すること。

4 前条第六項の規定は、前三項の規定による土壤ガス調査、土壤溶出量調査、特定有害物質土壤含有量調査及びダイオキシン類土壤含有量調査に係る土壤その他の試料の採取について準用する。
（土壤ガス調査により調査対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定）

第四十八条の十一 調査実施者は、土壤ガス調査において、気体から調査対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかつた試料採取地点があるときは、気体又は地下水から調査対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに汚染土壤が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該調査対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該地点において、表層の土壤、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤及び深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）の採取（以下「深層までの土壤の採取」という。）を行うこと。
- 二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第四十八条の十第三項第四号の知事が別に定める方法により測定すること。

（試料採取等の結果の評価）

第四十八条の十三 土壤ガス調査において、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかつたとき、前条第二項第二号の規定による測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて第四十八条の二十二第一項に規定する基準に適合するものであつた場合を除く。）は、当該土壤ガス調査を行った単位区画の区域内の土地を、当該調査対象物質について同項に規定する基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

2 土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査（第四十八条の九第三項第二号口の規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係るものを除く。）において、当該土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項又は第二項に規定する基準に適合しなかつたときは、当該土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査を行った単位区画の区域内の土地を、当該調査対象物質についてこれらの基準に適合しない汚染状態にある土地と

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

- みなす。
- 3 ダイオキシン類土壤含有量調査（第四十八条の九第四項の規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係るものを除く。）において、土壤のダイオキシン類による汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合しなかったときは、当該ダイオキシン類土壤含有量調査を行った単位区画の区域内の土地を、ダイオキシン類について同項に規定する基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
（ダイオキシン類について汚染状態にあるとみなされた土地の周辺の試料採取等）
- 第四十八条の十四 前条第三項の規定によりダイオキシン類について第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた土地があるときは、当該土地に接する単位区画（その区域内のすべての土地が第四十八条の八第二項第一号に掲げる土地に分類されるものを除く。）について、第四十八条の十一第三項の規定の例により、ダイオキシン類土壤含有量調査を行うものとする。
- 2 第四十八条の十第六項の規定は、前項の規定によるダイオキシン類土壤含有量調査に係る土壤の試料の採取について準用する。
（試料採取等の省略）
- 第四十八条の十五 調査実施者は、第四十八条の十から第四十八条の十一まで及び前条の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該調査対象物質についてこれらの規定による当該試料採取等以外の試料採取等を行わないことができる。
- 一 土壤ガス調査において、気体から調査対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しないものであること。
 - 二 土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項又は第二項に規定する基準に適合しないものであること。
 - 三 第四十八条の十二第二項第二号の規定による測定において、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項に規定する基準に適合しないものであること。
 - 四 ダイオキシン類土壤含有量調査において、土壤のダイオキシン類による汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合しないものであること。
- 2 調査実施者が第四十八条の十から第四十八条の十一まで及び前条の規定による試料採取等を特別の事情により行わない旨の申出を知事に対して行った場合で、その事情について知事がやむを得ないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等を行わないことができる。
- 3 前項の申出は、試料採取等の省略についての申出書（様式第二十三号の三の二）を提出して行わなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域内の土地（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第四十八条の八第二項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域内の土地を除く。）を、当該調査対象物質について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査等）
 第八十一条の五 有害物質使用特定施設（土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「土壤法」

第四十八条の二十二各項に規定する基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
 一 土壤ガス調査（第三号に規定する土壤ガス調査を除く。）において、気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであつた単位区画
 二 土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査（第四号に規定する土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査を除く。）において、当該土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項及び第二項に規定する基準に適合するものであつた単位区画
 三 第四十八条の九第三項第二号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤ガス調査において、気体から調査対象物質が検出されず、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
 四 第四十八条の九第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項及び第二項に規定する基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
 五 第四十八条の十二第二項第二号の規定による測定において、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第一項に規定する基準に適合するものであつた地点を含む単位区画
 六 ダイオキシン類土壤含有量調査（次号に規定するダイオキシン類土壤含有量調査を除く。）において、土壤のダイオキシン類による汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合するものであつた単位区画
 七 第四十八条の九第四項の規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係るダイオキシン類土壤含有量調査において、土壤のダイオキシン類による汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合するものであつた場合における当該三十メートル区画内にある単位区画
 （大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例施行前に行われた調査の結果の利用）
 第四十八条の十六 調査対象地において、大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第四十七号）の施行前に第四十八条の十から第四十八条の十一まで及び第四十八条の十四の規定による試料採取等と同等程度に土壤の管理有害物質による汚染状態を把握できる精度を保つて試料採取等が行われていると認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壤の管理有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。
 （有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地における土地の形質変更時の確認等）
 第四十八条の十七 条例第八十一条の五第一項ただし書の確認を受けよつとする土地の所有者等は、次に掲

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

という。）第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）又は有害物質使用届出施設（第四十九条第二項に規定する届出施設であつて、同項第一号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）若しくはダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、当該土地（前条第二項の規定による調査の対象となる土地を除く。）の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、同項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該土地が当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等が設置されている当該工場又は事業場の敷地として利用されるときその他規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、土地の所有者等の資力その他の事情からみて、当該所有者等のみによつては、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況について調査を行うことが困難であるときその他知事が特別の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該土地の形質変更者は、当該所有者等の承諾を得た上で、当該土地の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、前条第二項の規定による指定を受けた者に調査させて、その結果を知事に報告することができる。

（使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であつた土地の調査等）

第八十一条の六 使用が廃止された有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者等であつて、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところによ

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

げる事項を記載した確認申請書（様式第二十三号の四）を提出して、知事に申請しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 形質変更を行う土地の所在地
- 三 土地の形質変更の内容
- 四 工場又は事業場の名称及び工場又は事業場の敷地である土地の所在地
- 五 使用されている有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び当該有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されているダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されている管理有害物質の種類
- 六 確認を受けようとする土地の範囲
- 七 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地が、工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されることが確実であると認められる場合に限り、条例第八十一条の五第一項ただし書の確認をする。

3 知事は、条例第八十一条の五第一項ただし書の確認をする場合において、当該確認を受けた土地の利用状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該土地の利用状況を知事に定期的に報告することその他の条件を付することがある。

4 条例第八十一条の五第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、第一項第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を土地利用方法変更届出書（様式第二十三号の五）を提出して、知事に届け出なければならない。

5 知事は、条例第八十一条の五第一項ただし書の確認をした後において、前項の規定による届出その他の資料により当該確認に係る土地が第二項に該当しないと認めるに至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該土地の所有者等に通知する。

6 条例第八十一条の五第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を承継届出書（様式第二十三号の六）を提出して、知事に届け出なければならない。

（使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る確認等）

第四十八条の十八 条例第八十一条の六第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した確認申請書（様式第二十三号の四）を提出して、知事に申請しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

り、当該土地の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、第八十一条の四第二項の規定による指定を受けた者に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、第五十七条の規定による届出施設（有害物質使用届出施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出又はダイオキシン類対策特別措置法第十八条の規定によるダイオキシン特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用届出施設等の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用届出施設等を設置していた者以外に当該有害物質使用届出施設等が設置されていた工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

一 工場又は事業場の名称及び工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地

三 使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた）管理有害物質の種類

四 確認を受けようとする土地の範囲

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地が、次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、条例第八十一条の六第一項ただし書の確認をする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

一 有害物質使用届出施設等を設置していた小規模な工場若しくは事業場において事業の用に供されている建築物と当該工場若しくは事業場の設置者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

3 前条第三項から第七項までの規定は、条例第八十一条の六第一項ただし書の確認について準用する。この場合において、前条第五項中「第二項」とあるのは、「第二項各号のいずれにも」と読み替えるものとする。

（報告の期限）

第四十八条の十九 条例第八十一条の六第一項の規定による土壌の汚染状況調査の結果の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、知事は、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認めるときは、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

一 当該土地の所有者等が有害物質使用届出施設等を設置していた者である場合（当該土地について、条例第八十一条の六第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された日

一 当該土地の所有者等が条例第八十一条の六第二項の規定による通知を受けた者である場合（当該土地について、同条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日

三 条例第八十一条の六第一項ただし書の確認が取り消された場合 前条第三項において準用する第四十八条の十七第五項の規定による通知を受けた日

2 前項ただし書の申請は、報告期限延長申請書（様式第二十三号の七）を提出して行わなければならない。（有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨等の

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（勧告）

第八十一条の七 知事は、土地の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該土地の所有者等に対し、調査及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第八十一条の四第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第八十一条の四第二項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第八十一条の五第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条第一項の規定による調査及びその結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三款 管理区域の指定等

（管理区域の指定等）

第八十一条の八 知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が管理有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 4 知事は、土壤の管理有害物質による汚染の除去により、第一項の規定による指定に係る区域（以下「管理区域」という。）の全部又は一部について当該指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該管理区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

通知）

第四十八条の二十 条例第八十一条の六第二項の規定による通知は、有害物質使用届出施設等の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となつた者が同条第一項の規定による調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となつた者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となつた者）に対して行うものとする。

（有害物質使用届出施設等の使用の廃止に関し通知すべき事項）

第四十八条の二十一 条例第八十一条の六第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた）管理有害物質の種類
- 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- 三 条例第八十一条の六第一項の規定による報告を行うべき期限

（管理区域の指定に係る基準）

第四十八条の二十二 条例第八十一条の八第一項の規則で定める基準のうち、土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第四十八条の十第三項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果が、別表第十八の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第八十一条の八第一項の規則で定める基準のうち、土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第四十八条の十第四項第二号の知事が別に定める方法により特定有害物質の量を測定した結果が、別表第十八の五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

3 条例第八十一条の八第一項の規則で定める基準のうち、土壤に含まれるダイオキシン類の量に関するものは、第四十八条の十第五項第四号の知事が別に定める方法によりダイオキシン類の量を測定した結果が、別表第十八の六の下欄に掲げる要件に該当することとする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（管理区域台帳）

- 第八十一条の九 知事は、管理区域の台帳（以下「管理区域台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。
- 2 管理区域台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 知事は、管理区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第四款 土壌汚染による健康被害の防止措置

（措置命令）

- 第八十一条の十 知事は、土壌の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する管理区域内の土地があると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の

- とする。
（管理区域の指定の公示）

- 第四十八条の二十三 条例第八十一条の八第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による管理区域の指定（同項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨並びに当該管理区域及び当該管理区域において土壌の汚染状態が前条第一項、第二項又は第三項に規定する基準に適合していない管理有害物質の名称を明示して行つものとする。この場合において、当該管理区域の明示については、次の各号のいずれかによることとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
 - 三 平面図

（管理区域台帳）

- 第四十八条の二十四 条例第八十一条の九第一項に規定する管理区域台帳は、帳簿及び図面をもつて作成するものとする。
- 2 前項の帳簿及び図面は、管理区域ごとに作成するものとする。
- 3 第一項の帳簿及び図面であつて、次条に規定する基準に該当すると認められる管理区域に関するものは、汚染の除去等の措置を講ずべき管理区域に係る管理区域台帳として、それ以外のものと区別して保管するものとする。
- 4 第一項の帳簿に記載する事項は、次に掲げる事項とし、当該帳簿は、様式第二十三号の八により作成するものとする。
- 一 管理区域に指定された年月日
 - 二 管理区域の所在地
 - 三 管理区域の概況
 - 四 管理区域内の土地の土壌の汚染状態
 - 五 管理区域内の土地に係る土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - 六 汚染の除去等の措置及び管理区域内の土地の形質変更の実施状況
- 5 第一項の図面は、次に掲げる図面とする。
- 一 土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行つた地点を明示した図面
 - 二 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - 三 管理区域の周辺の状態を明示した地図
- 6 知事は、帳簿の記載事項及び図面の内容に変更があつたことを知つたときは、速やかにこれを訂正する。
- 7 知事は、条例第八十一条の八第四項の規定により管理区域の指定を解除した場合には、当該管理区域に係る帳簿及び図面を管理区域台帳から消除する。

（措置命令の対象となる土地の基準）

- 第四十八条の二十五 条例第八十一条の十第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第二項に規定する基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

措置」といづ。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、知事は、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項又は前項の規定によつて講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、規則で定める。

況が地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいづ。以下同じ。）が生じているとすれば、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかに該当する地点があること。

- 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- (2) 地下水を水道事業（水道法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）同条第四項に規定する水道用水供給事業者若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(3) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(4) 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

□ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第四十八条の二十二第二項に規定する基準に適合しない土地又は当該土地の土壌のダイオキシン類による汚染状態が同条第三項に規定する基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

一 条例第八十一条の十第三項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

（土地の所有者等に対する措置命令）

第四十八条の二十六 条例第八十一条の十第一項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行つものとする。

- 一 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲
- 二 講ずべき汚染の除去等の措置の内容及びその理由
- 三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第一号に規定する土地の範囲は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌の管理有害物質又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第一項第三号に規定する期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する措置命令）

第四十八条の二十七 条例第八十一条の十第二項の規定による命令は、管理有害物質又は管理有害物質を含

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行つものとする。ただし、当該行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従つて行つ同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行つ同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第三号に規定する基準に従つて行つ同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

（汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準）
 第四十八条の二十八 条例第八十一条の十第三項に規定する汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、次条から第四十八条の三十五までに定めるところによる。

（地下水の水質の測定の措置）
 第四十八条の二十九 第四十八条の二十五第一号イに該当する場合であつて、土壌の特定有害物質による汚染（以下「土壌汚染」といふ。）に起因する地下水汚染が生じていないときは、汚染の除去等の措置は、当該土地において地下水の水質の測定を行つこととする。ただし、当該土地の所有者等又は当該土地の土壌汚染を生じさせる行為をした者が、次条から第四十八条の三十五までに定めるところにより、地下水汚染が生じている場合に講ずべき汚染の除去等の措置を講ずることを妨げるものではない。

（第一種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置）
 第四十八条の三十 第四十八条の二十五第一号イに該当する場合であつて、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因して地下水汚染が生じているときは、汚染の除去等の措置は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 当該土地において採取した土壌について特定有害物質の量を第四十八条の十第三項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果が、別表第十八の七の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第一溶出量基準」といふ。）に適合しない汚染状態にある土地 汚染土壌を当該土地から取り除き、又は汚染土壌中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」といふ。）
- 二 前号に掲げる土地以外の土地 汚染土壌のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」といふ。）

2 前項の規定は、当該土地の所有者等又は当該土地の土壌汚染を生じさせる行為をした者が、次の各号に掲げる措置のいずれかを講ずることを妨げるものではない。

- 一 土壌汚染の除去
- 二 第一溶出量基準に適合する汚染状態にある土地

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

について、汚染土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した汚染土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）。

（第二種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置）

第四十八条の三十一 第四十八条の二十五第一号イに該当する場合であつて、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因して地下水汚染が生じているときは、汚染の除去等の措置は、原位置封じ込めとする。

2 前項の規定は、当該土地の所有者等又は当該土地の土壌汚染を生じさせる行為をした者が、次の各号に掲げる措置のいずれかを講ずることを妨げるものではない。

一 土壌汚染の除去

二 汚染土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した汚染土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）。

三 遮水工封じ込め

四 第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地について、汚染土壌を当該土地から掘削することなく特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「原位置不溶化」という。）。

五 第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地について、当該土地から掘削した汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更し、及び当該土地に埋め戻すこと（以下「不溶化埋め戻し」という。）。

（第三種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置）

第四十八条の三十二 第四十八条の二十五第一号イに該当する場合であつて、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因して地下水汚染が生じているときは、汚染の除去等の措置は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地 土壌汚染の除去又は遮断工封じ込め

二 前号に掲げる土地以外の土地 原位置封じ込め

2 前項の規定は、当該土地の所有者等又は当該土地の土壌汚染を生じさせる行為をした者が、次の各号に掲げる措置のいずれかを講ずることを妨げるものではない。

一 土壌汚染の除去

二 遮断工封じ込め

三 第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地について行う遮水工封じ込め

（土壌の摂取による健康被害を防止するための措置）

第四十八条の三十三 第四十八条の二十五第一号ロに該当する場合は、汚染の除去等の措置は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて、当該土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次号若しくは第三号に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるもの 土壌汚染の除去

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

二 現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表面を五十センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの（前号に掲げる土地を除く。）土壤を掘削して地表面を低くし、第四十八条の二十二第二項及び第三項に規定する基準に適合する汚染状態にある土壤により覆つこと（以下「土壤入換え」といふ。）。

三 前二号に掲げる土地以外の土地 第四十八条の二十二第二項及び第三項に規定する基準に適合する汚染状態にある土壤により覆つこと（以下「盛土」といふ。）。

2 前項の規定は、当該土地の所有者等又は当該土地の土壤汚染を生じさせる行為をした者が、次の各号に掲げる措置のいずれかを講ずることを妨げるものではない。

一 土壤汚染の除去

二 前項第一号に掲げる土地以外の土地について、土壤入換え

三 前項第二号に掲げる土地以外の土地について、舗装すること（以下「舗装」といふ。）。

四 前項第一号に掲げる土地以外の土地について、人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」といふ。）。

（措置の実施の方法）

第四十八条の三十四 地下水の水質の測定、土壤汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壤入換え、盛土、舗装及び立入禁止の実施の方法は、別表第十八の八に定めるところによる。

2 土壤汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壤入換え、盛土、舗装又は立入禁止を行うに当たっては、汚染土壤又は管理有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」といふ。）を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となつた者が講ずべき措置）

第四十八条の三十五 自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となつた者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものが措置を講ずる場合は、汚染の除去等の措置は、第四十八条の二十九から前条までの規定にかかわらず、第四十八条の二十五第一号イに該当する場合にあつては地下水の水質の測定、同号ロに該当する場合にあつては立入禁止とする。ただし、当該土地の所有者等が第四十八条の二十九から前条までの規定による汚染の除去等の措置を講ずることを妨げるものではない。

（土地の形質変更の届出）

第四十八条の三十六 条例第八十一条の十一第一項の規定による届出は、土地の形質変更届出書（様式第二十三号の九）を提出して行わなければならない。

2 前項の土地の形質変更届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 土地の形質変更をしようとする場所を明らかに

（土地の形質変更の届出及び計画変更命令）

第八十一条の十一 管理区域内において土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為につ

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）
<p>いては、この限りでない。</p> <p>一 前条第一項又は第二項の規定による命令に基づき汚染の除去等の措置として行う行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの</p> <p>三 管理区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 管理区域が指定された際当該管理区域内において既に土地の形質変更着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質変更をした者は、当該土地の形質変更をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができ</p>	<p>した管理区域の図面</p> <p>二 土地の形質変更をしようとする管理区域の状況を明らかにした図面</p> <p>三 土地の形質変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>四 土地の形質変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <p>第四十八条の三十七 条例第八十一条の十一第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質変更を行う管理区域の所在地</p> <p>三 土地の形質変更の内容</p> <p>四 汚染土壌の搬出(当該汚染土壌に含まれる管理有害物質を分解し、又は土壌から除去することなく、当該管理区域内に戻す場合を除く。以下同じ。)の有無及び当該搬出をする場合にあつては、搬出先</p> <p>五 土地の形質変更の完了予定日</p> <p>第四十八条の三十八 条例第八十一条の十一第一項第一号の規則で定める行為は、次の各号のいずれにも該当しない行為とする。</p> <p>一 当該管理区域外への土壌の搬出をすること。</p> <p>二 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。</p> <p>三 当該管理区域のうち土地の形質変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以上である場合にあつては、当該部分の深さが五十センチメートル以上(当該管理区域内の土地の土壌の汚染状態が第四十八条の二十二第三項に規定する基準に適合しない場合にあつては、五センチメートル以上)であること。</p> <p>四 当該管理区域のうち土地の形質変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル未満である場合にあつては、当該部分の深さが三メートル以上であること。</p> <p>(既に土地の形質変更着手している者の届出)</p> <p>第四十八条の三十九 条例第八十一条の十一第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土地の形質変更届出書(様式第二十二号の九)を提出して行わなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質変更を行う管理区域の所在地</p> <p>三 土地の形質変更の種類、場所及び施行方法</p> <p>四 土地の形質変更の内容</p> <p>五 汚染土壌の搬出の有無及び当該搬出をする場合にあつては、搬出先</p> <p>六 土地の形質変更の着手日</p> <p>七 土地の形質変更の完了日又は完了予定日</p> <p>2 前項の土地の形質変更届出書には、第四十八条の三十六第二項各号に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質変更をした者の届出)</p> <p>第四十八条の四十 前条の規定は、条例第八十一条の十一第三項の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項第七号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。</p> <p>(土地の形質変更の施行方法に関する基準)</p>

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

第五款 指定調査機関

（指定の申請等）

第八十一条の十二 第八十一条の四第二項の規定による指定は、規則で定めるところにより、土壤汚染状況調査を行おうとする者の申請により行つ。

2 知事は、第八十一条の四第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定調査機関」といふ。）の氏名又は名称及び住所を公示しなければならない。

（欠格条項）

第八十一条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第八十一条の四第二項の規定による指定を受けることができない。

- 一 土壤法第十一条各号のいずれかに該当する者
- 二 この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第八十一条の二十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行つ役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第八十一条の十四 知事は、第八十一条の四第二項の規定による指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、規則で定める基準に適合するものであること。
- 二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて規則で定める構成員の構成が土壤汚染状況調

第四十八条の四十一 条例第八十一条の十一第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 土地の形質変更に当たり、汚染土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 二 土地の形質変更に当たり、汚染土壌（第四十八条の二十二第一項に規定する基準に係るものに限る。）が当該管理区域内の帯水層に接しないよつにすること。
- 三 土地の形質変更を行つた後、条例第八十一条の十三第三項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないよつにすること。
- 四 掘削した汚染土壌について当該管理区域外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 汚染土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。
 - ロ 搬出先において周辺環境に管理有害物質による汚染が拡散しないよつ汚染土壌の処分を行つこと。
- ハ ロの規定による汚染土壌の処分が適正に行われたことについて確認すること。

（指定調査機関の指定の申請）

第四十九条 条例第八十一条の四第二項の規定による指定を受けよつとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（様式第二十三号の十）を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
 - 二 土壤汚染状況調査を行つ事業所の所在地
 - 三 土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者（以下「技術管理者」といふ。）の氏名
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - 三 申請者が法人である場合にあつては、役員及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合にあつては、名称）並びに当該構成員（同項第一号に定める者を除く。）の構成割合を記載した書類
 - 四 申請者が条例第八十一条の十三各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - 五 申請者が条例第八十一条の十四各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

（指定調査機関の指定の基準）

第五十条 条例第八十一条の十四第一号の規則で定める基準（経理的基礎に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 債務超過となつていないこと。
 - 二 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
- 2 条例第八十一条の十四第一号の規則で定める基準（技術的能力に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者を技術管理者として置いている

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）
<p>査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第八十一条の十五 指定調査機関は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出（氏名又は名称及び住所に係るものに限る。）があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（土壤汚染状況調査の義務）</p> <p>第八十一条の十六 指定調査機関は、土壤汚染状況調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査を行わなければならない。</p> <p>2 指定調査機関は、公正に、かつ、第八十一条の四第二項、第八十一条の五及び第八十一条の六の規則で定める方法により土壤汚染状況調査を行わなければならない。</p> <p>3 知事は、前三項の場合において、指定調査機関が正当な理由なくその土壤汚染状況調査を行わず、又はその方法が適当でないとき認めるときは、当該指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査を行い、又</p>	<p>こととする。</p> <p>一 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者</p> <p>二 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）による地質調査業者の登録を受けている者が置いている同規程第三条第一号に規定する地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者又は建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）による建設コンサルタントの登録を受けている者（登録部門が地質部門又は土質及び基礎部門である者に限る。）が置いている地質部門若しくは土質及び基礎部門に係る同規程第三条第一号に規定する業務の技術上の管理をつかさどる専任の者</p> <p>三 土壤の汚染の状況の調査に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者</p> <p>3 条例第八十一条の十四第二号の規則で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>三 会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社 社員</p> <p>四 前三号に掲げる法人以外の法人 当該法人の種類に応じ前二号に定める者に類するもの</p> <p>4 条例第八十一条の十四第三号の規則で定める基準は、土壤汚染状況調査の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <p>一 特定の者を不当に差別的に取り扱つおそれのないこと。</p> <p>二 土壤汚染状況調査の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けるおそれのないこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p> <p>（変更の届出事項等）</p> <p>第五十条の二 条例第八十一条の十五第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地</p> <p>二 技術管理者の氏名</p> <p>2 条例第八十一条の十五第一項の規定による届出は、変更届出書（様式第二十三号の十一）を提出して行わなければならない。</p> <p>3 前項の変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第一項第二号に掲げる事項を変更した場合にあつては、新たに技術管理者となつた者が、前条第二項各号のいずれかに該当することを説明した書類</p> <p>二 変更の内容を証する書類</p>

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第八十一条の十七 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務に関する規程（以下「業務規程」といふ。）を定め、土壤汚染状況調査の業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、規則で定める。

（適合命令）

第八十一条の十八 知事は、指定調査機関が第八十一条の十四各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（業務の廃止の届出）

第八十一条の十九 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の失効）

第八十一条の二十 指定調査機関が土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、第八十一条の四第二項の規定による指定は、その効力を失ふ。

（指定の取消し）

第八十一条の二十一 知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十一条の四第二項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第八十一条の十三第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 二 第八十一条の十五第一項又は第八十一条の十七第一項の規定に違反したとき。
- 三 第八十一条の十六第三項又は第八十一条の十八の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第八十一条の四第二項の規定による指定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 雑則

（報告及び検査）

第七十五条 知事は、この条例（第五章第三節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」といふ。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。

一～六（略）

七 第七十七条に規定する地下浸透水を浸透させる者

八～十二（略）

2 知事は、第五章第三節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又

（業務規程の記載事項等）

第五十条の三 条例第八十一条の十七第二項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地
- 二 土壤汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項
- 三 土壤汚染状況調査の実施体制に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の業務に関し必要な事項

2 条例第八十一条の十七第一項の規定による届出は、業務規程（変更）届出書（様式第二十三号の十二）に業務規程（変更の場合にあつては、変更後の業務規程）を添えて提出して行わなければならない。

（業務の廃止の届出）

第五十条の四 条例第八十一条の十九第一項の規定による届出は、業務廃止届出書（様式第二十三号の十三）を提出して行わなければならない。

第六章 雑則

（身分証明書）

第七十八条 条例第一百五十三条第三項の証明書は、身分証明書（様式第三十三号）とする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。

- 一 土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等
- 二 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者
- 三 管理区域内の土地の所有者等
- 四 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（公表）

第百六条 知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。

2 知事は、第八十一条の七の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手續を行わなければならない。

（改善等の要請）

第百七条 知事は、この条例に定めのあるもののほか、公害の防止のため特に必要があると認めるときは、工場又は事業場に設置する施設から汚染物質等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させる者に対し、当該施設の構造又は使用若しくは管理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（この条例の予想しない公害に対する措置）

第百八条 知事は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によつて生じた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭が人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

（事務処理の特例）

第百十一条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一 十（略）

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき事務のうち、次に掲げる事務であつて岸和田市、茨木市及び寝屋川市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 六（略）

七 第七十九条第一項及び第八十条第二項の規定に

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

- よる命令に関する事務
- 八 第八十条第一項の規定による届出の受理に関する事務
- 九 第八十一条の四各項、第八十一条の五各項及び第八十一条の六第一項の規定による報告の受理に関する事務
- 十 第八十一条の五第二項ただし書及び第八十一条の六第一項ただし書の確認に関する事務
- 十一 第八十一条の六第二項の規定による通知に関する事務
- 十二 第八十一条の七の規定による勧告に関する事務
- 十三 第八十一条の八第一項の規定による指定及び同条第四項の規定による指定の解除に関する事務
- 十四 第八十一条の八第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務
- 十五 第八十一条の九第一項の規定による管理区域台帳の作成及び保管並びに同条第三項の閲覧に関する事務
- 十六 第八十一条の十第一項及び第二項並びに第八十一条の十一第四項の規定による命令に関する事務
- 十七 第八十一条の十一第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務
- 十八 第百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（前項第二号並びに第二号から第八号まで、第二十号及び第二十二号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 十九 第百五条第二項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 二十 第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務（第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）
- 二十一 第百六条第二項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務
- 二十二 第百七条の規定による要請に関する事務（汚水又は廃液を排出し、又は浸透させる者に対するものに限る。）
- 3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき事務のうち、次に掲げる事務（第二号から第八号までに掲げるものにあつては、ばい煙等を排出する工場の規制に係るものを除く。）であつて豊中市、吹田市、枚方市、八尾市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。
 - 一 第一項各号及び前項第二号から第二十二号までに掲げる事務
 - 二 八（略）
- 4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき事務のうち、第一項各号、第二項第二号から第二十二号まで及び前項第二号から第八号までに掲げる事務であつて大阪市、堺市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

第八章 罰則

第百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）
<p>の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇二（略）</p> <p>三 第七十五条第二項、第七十九条第一項、第八十六条第二項又は第九十条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>四 第八十一条の十第一項若しくは第二項又は第八十一条の十一第四項の規定による命令に違反した者</p> <p>第百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 第六十四条第二項、第六十八条又は第八十条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2（略）</p> <p>第百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 第八十一条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 第一百五十五条第一項（第二号を除く。）及び第二項（第三号及び第四号に限る。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>附 則 （平成十五年六月二十七日規則第八十七号）</p> <p>この規則は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第四十九条及び第五十条の改正規定、第五十条の次に三条を加える改正規定（第五十条の三に係る部分に限る。）並びに様式第二十三号の次に四様式を加える改正規定（様式第二十三号の二及び様式第二十三号の四に係る部分に限る。）は、平成十五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成十五年八月十二日規則第九十七号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 使用が廃止された大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第八十一条の五第一項に規定する有害物質使用届出施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地（土地の面積が三百平方メートル以下であり、かつ、改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四十八条の二十五第一号イに規定する要件に該当しないものに限る。）に係る同条例第八十一条の六第一項の規定による調査については、新規則第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定による土壌ガス調査及び土壌溶出量調査を行うことを要しない。</p>
<p>附 則 （平成十五年三月二十五日条例第四十七号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五章第二節の次に二節を加える改正規定（第八十一条の十一から第八十一条の十四まで及び第八十一条の十七に係る部分に限る。） 平成十五年七月一日</p> <p>二 第一百十一条第三項及び第四項の改正規定 平成十五年四月一日</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第八十一条の四及び第八十一条の五の規定は、この条例の施行の際現に着手していた土地の形質変更（新条例第八十一条の三第一項に規定する土地の形質変更をいう。）に係る土地については、適用しない。</p> <p>3 新条例第八十一条の六の規定は、この条例の施行の際現に使用が廃止されていた新条例第八十一条の五第一項に規定する有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない。</p> <p>附 則 （平成十五年十月二十八日条例第九十二号）</p> <p>この条例は、平成十六年一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成十七年五月六日規則第百十三号）</p> <p>この規則は、平成十七年五月十九日から施行する。</p> <p>附 則 （平成十七年八月十二日規則第百三十一号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抄）	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）
	<p>附則 （平成十八年六月六日規則第四百十七号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 （平成十九年三月十二日規則第八号） この規則は、公布の日から施行する。</p>

